

## 川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱

平成 10 年 3 月 25 日

要綱第 1 号

( 目 的 )

第 1 条 この要綱は、川崎町の区域内に浄化槽を設置する場合に、法令等に定めがあるもののほか放流先並びに汚泥等の処理について、設置者と事前協議を行い、浄化槽の適正な維持管理を確保するとともに川崎町内の一般廃棄物処理の円滑化を図り生活環境の一層の向上を推進することを目的とする。

( 適用範囲 )

第 2 条 この要綱は、川崎町の地域内に設置されるすべての浄化槽に適用する。

( 事前協議の手続き )

第 3 条 浄化槽を設置しようとする者は、あらかじめ浄化槽設置事前協議申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して町長に協議するものとする。

- (1) 浄化槽設置届出書、建築確認申請書写し
- (2) 設置場所付近の見取り図等(排水経路等を図示したもの)
- (3) 必要と認める場合は、放流水の放流地点に係る水利権者等の同意書の写し
- (4) 浄化槽の施工を行う者との施工契約書写し
- (5) その他必要と認める書類

( 審査の期間 )

第 4 条 町長は、浄化槽設置事前協議申請書を受理したときは、7 日以内に所定の審査を行い申請者に通知する。

( 設置基準 )

第 5 条 浄化槽を設置しようとする者は次の基準を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽とする。ただし、特別の事情があると町長が認めた場合は、単独浄化槽を設置することができる。
- (2) 設置場所については、浄化槽の清掃及び清掃に伴って引き出される汚泥等の収集・運搬に支障がなく、付近住民の生活環境を阻害するおそれのない場所であること。
- (3) 浄化槽放流水の水質は、生物科学的酸素要求量(BOD)20ppm 以下、除去率 90%以上とする。

( 浄化槽設置についての留意事項 )

第 6 条 放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。

(1) 側溝、下水溝等に放流する場合

ア 放流先は、原則として耐水材料で造られ放流量及び浄化槽からの排水を收容するのに十分なものであること。

イ 側溝等の流末は、河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。

ウ 道路等の側溝を利用する場合は、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の

措置を講じること。

(2) 河川、農用水路に放流しようとする場合

ア 放流量に対し、河川水量等は十分これが希釈可能な水量を有していること。

イ 河川水等の滞流している部分でないこと。

(3) 湖沼等に放流する場合

ア 小水域でないこと。

(4) 清掃に伴う汚泥の処理については、許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し、町長が指示する方法に従って処理すること。

#### 附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 川崎町し尿浄化槽の設置に関する事前協議要綱（昭和 53 年 12 月 12 日制定）は廃止する。

別記様式（第3条関係）

浄化槽設置事前協議申請書

平成 年 月 日

川崎町長

殿

住 所

氏 名

印

（電話番号

）

浄化槽を設置したいので、浄化槽の設置に関する事前協議要綱第3の規定により事前協議を申請します。

1. 設 置 場 所			2. 処理対象人員	人
3. 処 理 水 量	m <sup>3</sup> /日		4. 放流水質(BOD)	PPM 以下
5. 合併・単独の別	合併・単独	6. 処理方式		
7. 製造販売業者名	(住所)		(氏名)	
8. 浄化槽登録有無	有・無	9. 登録番号	10. 型式・人槽	
11. 建築物の用途			12. 放流先名	
13. 汚泥の処理量とその状態	(1) 処分量 (2) 汚泥の状態 合併 m <sup>3</sup> /年 イ. 引抜き汚泥 八. 脱水ケーキ(含水率 %) 単独 m <sup>3</sup> /年 口. 濃縮汚泥(含水率 %) 二. 焼却残灰			
14. 添 付 図 書	(1) 浄化槽設置届・確認申請の写し (2) 設置場所付近の見取図 (3) 放流地点の水利権者等の同意書写し(4) 浄化槽施工契約書写し			
15. 提 出 部 数	申請書・添付書類各 部			

浄化槽設置事前協議済書		
		町衛第 号 平成 年 月 日
殿		川崎町長 印
平成 年 月 日付で申請のあった浄化槽設置事前協議については、次のとおりです。		
1. 放流先について	適・否	否の場合の理由
2. 汚泥の引受けについて	適・否	否の場合の理由
3. 設置について	適・否	否の場合の理由

（注）事前協議申請書と事前協議済書は切り離さないこと。